

『お引越しが決まったら』

市営の上水道、簡易水道を現在ご使用している方または、ご利用予定の方は、お引越しの予定日前（1週間程度前）に必ず使用中の届け出（閉栓届け）若しくは、給水使用申し込み（開栓届け）の手続きが必要です。手続きは、都留市役所水道課窓口にて受け付けております。（手続きは電話ではできませんので、必ず水道課窓口までお越しください。）



閉栓届けが提出されない場合はご使用の有無にかかわらず、基本料金が発生し続けてしまいますのでご注意ください。また、開栓届けをしないまま無断での使用が判明した場合は、直ちに給水を停止いたしますのでご注意ください。なお、閉栓届け・開栓届けの際には、それぞれ手数料として300円が必要となります。

届出先

都留市役所庁舎裏水道課窓口

午前8時30分～午後5時15分まで

（土曜、日曜、祝祭日を除く平日のみ
の受け付けです。）

※なお、転居の多い時期ですので3月26日（土）、27日（日）と4月2日（土）、3日（日）の4日間は、開栓及び閉栓業務の為、午前9時から午後3時まで水道課職員が待機しています。

介護保険料の納め忘れにご注意ください

年金からの天引きではないの？

本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に自分で納付書による納入を行う「普通徴収」になる場合があります。

こんなときは納付書で納めます

- ・年度途中で65歳になった
- ・年度途中で老齢（退職）年金の受給が始まった
- ・年度途中で他の市町村から転入した
- ・保険料が減額になった



翌年度9月までは納付書で納めます。原則として10月から年金から差し引かれます。

- ・保険料が増額になった



年金からの天引き＋増額分を納付書による納入

- ・年金が一時差し止めになった



年金の「現況届」を忘れずに！
年金の一時差し止めは、社会保険庁へ「現況届」の出し忘れが原因であることが多いので、忘れずに提出してください。

災害など特別な事情がないのに、滞納が続くと・・・

- 介護サービスを利用した時、いったん利用料の全額を自己負担
- 保険給付の一時差し止め
- 未納期間に応じて、利用料が本来の1割から3割に引き上げなどのような措置がとられますのでご注意ください。

問合先 健康推進課 介護保険担当 ☎(46)5113 内線121

春の全国火災予防運動実施

「火は消した？ いつも心に
きいてみて」をスローガンに、3
月1日から7日まで全国一斉に春
の火災予防運動が行われます。

これからの季節は、空気が乾燥し季節風も吹くなど、火災の発生しやすい状況になりますので、市民の皆さん一人ひとりが火の取り扱いに十分注意して、大切な生命、財産を火災から守りましょう。



住宅火災 いのちを守る 7つのポイント
3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災報知器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

全国山火事予防運動

「小さな火 山に捨てると 大きな火」
ハイカーなど入山者のちょっとした不注意が山火事の発生する原因となります。たばこの投げ捨て、たき火などをしないよう一人ひとりが注意し、大切な緑を火災から守りましょう。